

平成 21 年 1 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

日本レジデンシャル投資法人

代表者名 執行役員

西 村 賢

(コード番号 : 8962)

資産運用会社名

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

パシフィックレジデンシャル株式会社

代表者名 代表取締役社長 高 野 剛

問合せ先 取締役

平 山 滋 樹

(TEL : 03-5251-8528)

資産運用会社の代表取締役の兼職等に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である、パシフィックレジデンシャル株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の代表取締役の兼職等について、以下の通りお知らせします。

資産運用会社の代表取締役社長である 高野 剛 は、本日、パシフィックホールディングス株式会社（以下「スポンサー会社」といいます。）の新任取締役（非常勤）候補者に指名されました。資産運用会社の代表取締役がスポンサー会社の非常勤取締役に就任することは、スポンサー会社の事業計画等への参画をもって、スポンサー会社グループがコアビジネスと位置付けている不動産投資ファンドの一翼を担い、グループ一体となった事業再構築の実現により、スポンサー会社の信用回復が図られることを通じて、間接的に本投資法人を巡る資金調達環境に少なからず寄与するものと考えております。また、資産運用会社の立場（「本投資法人の投資主利益を第一義として考える」立場を指します。）から、スポンサー会社の施策への牽制機能を果たせるものと考えております。

加えて、資産運用会社の取締役として、代表取締役 高野 剛 のほか、資産運用会社に転籍した者又はスポンサー会社グループに所属しない者から新たに 1 名を選任し、資産運用会社とスポンサー会社との利益相反取引の管理体制をいっそう強化する所存です。

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

記

1. 資産運用会社の代表取締役による本スポンサー会社の取締役の兼職について

資産運用会社の代表取締役社長である 高野 剛 は、本日開催のスポンサー会社の取締役会において、スポンサー会社の新任取締役（非常勤）候補者に指名され、資産運用会社の取締役と兼職する予定となりました。

- | | |
|-------------|---|
| ① 兼職を予定する役職 | パシフィックホールディングス株式会社取締役（非常勤） |
| ② 兼職を予定する日 | 平成 21 年 2 月 26 日 |
| ③ 今後の予定 | 平成 21 年 2 月 26 日に開催予定のスポンサー会社の定時株主総会における選任承認の決議が得られた後に就任し、資 |



日本レジデンシャル投資法人

資産運用会社の代表取締役と兼職する予定です。

なお、代表取締役 高野 剛 は、引き続き資産運用会社の常勤取締役として資産運用会社の常務に従事します。

また、高野 剛は、スポンサー会社の取締役については非常勤取締役となる予定であり、スポンサー会社の常務には従事しません。

2. スポンサー会社との利益相反取引に対する取り組みについて

一般に、投資法人及び資産運用会社とスポンサー会社の間には、利益の相反する事案が生じることが多く、資産運用会社においては、厳格な利益相反取引に対する管理体制を構築しています。

【ご参考：資産運用会社における利益相反取引に対する管理体制】

本投資法人の資産の運用業務においては、資産運用会社の投資委員会での審議、取締役会での審議・決裁及び社長等決裁、並びに本投資法人の役員会での審議・決裁ですべて意思決定がなされており、パシフィックホールディングスグループの介在する余地がないことに留意しています。

また、利害関係者と取引を行う場合の自主ルール（いわゆる利益相反取引ルール）を定め、かつ利害関係者との間での運用資産の売買等に係る投資委員会及び取締役会の審議・承認については、当該利害関係者の役職員である委員及び取締役はその決議に参加できないこと、並びに、出席した委員及び取締役の数に算入しないこととしています。

注) 利益相反対策ルールにつきましては、第9期「有価証券報告書（平成20年8月25日提出）第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人の自主ルール（利益相反対策ルール）」をご参照ください。

今回の取締役の兼職によって、資産運用会社における上記の利益相反取引に対する管理体制について変更はなく、引き続き厳格な利益相反取引に対する管理体制を継続していきます。

なお、資産運用会社の代表取締役は、スポンサー会社との間で利益相反取引が生じるおそれがある場合には、法令の規定に基づいてスポンサー会社取締役会の意思決定には参加しません。

3. 資産運用会社の経営体制に関する方針について

資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務を適正に執行するために、意思決定において資産運用会社の親法人等が介在することのないよう、代表取締役 高野 剛 以外の取締役候補者を、資産運用会社に転籍した者又はスポンサー会社グループに所属しない者から新たに1名選任し、資産運用会社の取締役の員数を3名とする方針です。

なお、管理部を管掌する資産運用会社の取締役である 平山 滋樹 は、速やかに資産運用会社に転籍する予定です。

また、スポンサー会社の取締役を兼職しております、資産運用会社の取締役である 織井 渉 及び 小林 雅之 は、上記資産運用会社の株主総会の開催日を以って退任する方針です。

なお、以上の方針は、平成21年2月26日に開催予定のスポンサー会社の定時株主総会における承認の決議を得られ、代表取締役社長 高野 剛 が同社の取締役（非常勤）に就任することを停止条件とします。

4. その他

上記の代表取締役の兼職については、スポンサー会社の取締役（非常勤）に就任した後、金融商品取引法の規定に従い、金融庁長官に届出を行います。また、宅地建物取引業法の規定に従い、取引一任代理等の認可に係る変更として国土交通大臣に届出を行います。

以上

※ 本資料の配布先：兜俱楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.nric.co.jp>